長 各 部 学術情報センター長 殿 学 群 各 長

防衛大学校長

共同利用器材の管理及び運営について(通達)

改正 昭和60年4月 1日防大教第230号 昭和62年4月6日防大教第284号 平成 元年4月 3日防大教第306号 平成 4年1月27日防大教第56号 平成 7年3月30日防大教第335号 平成 9年3月26日防大教第267号 平成 11 年 3 月 11 日防大教第 243 号 平成 13 年 5 月 15 日防大教第 557 号 平成 16 年 5 月 12 日防大教第 595 号 平成18年4月 3日防大教第458号 平成 19 年 3 月 30 日防大教第 522 号 平成 21 年 3 月 31 日防大教第 541 号 令和 2年3月30日防大教第533号

昭和61年4月 1日防大教第245号 昭和63年4月 1日防大教第271号 平成 3年4月 3日防大教第359号 平成 5年4月 1日防大教第341号 平成 5年4月 1日防大教第343号 平成 6年3月29日防大教第309号 平成 8年3月19日防大教第234号 平成10年4月 1日防大教第386号 平成12年4月 1日防大教第339号 平成 14 年 4 月 16 日防大教第 488 号 平成17年4月 1日防大教第520号 平成19年1月9日防大教第7号 平成20年4月 1日防大教第510号 平成 26 年 3 月 28 日防大教第 407 号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防大教第25号(53.1.18)、防大教第263(58.4.28)、防大教第889号 (56.12.15)及び防大教第331号(58.5.10)は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、防衛大学校(以下「大学校」という。)における研究及び実験に必要 な器材を共同して利用するために、必要な事項を定めるものとする。

2 室の設置

大学校に、次に掲げる室を置く。

- (1) 微視状態分析室
- (2) 粉粒体物性測定室
- (3) 極低温実験室
- (4) 同位体測定質量分析室
- (5) 微細構造素子製作実験室

- (6) 高レイノルズ数気流実験室
- (7) 赤外分光測定室
- (8) 動力学実験室
- (9) 新素材実験室
- (10) レーザー総合実験室
- (11) 水槽実験システム室
- (12) 画像データ処理室
- (13) ビークルダイナミックス実験室
- (14) テレオペレーション実験室
- (15) 高感度化学分析装置室
- (16) 広帯域電波測定解析室
- (17) 構造物性評価室
- (18) 超高分解能結晶構造解析室
- (19) ドップラーレーダー室
- (20) 移動体操縦模擬装置室
- (21) X線解析装置室
- (22) ナノマテリアル設計評価室
- (23) 表面原子分子計測室
- (24) 固体化学構造解析室
- (25) 微細構造体加工・性能評価室
- (26) 2段式超高凍弾道試験装置室
- (27) 微小領域結晶方位解析システム室
- (28) 遺伝情報解析室
- (29) テラヘルツ波測定室
- (30) 先端 3 次元デザイン室

3 室の業務

室においては、次に掲げる業務を行う。

ただし、極低温実験室においては、各号に掲げるもののほか、液体ヘリウムの 製造供給及び液体窒素の補給並びに、その高圧ガス設備の保安管理に関すること を行う。

- (1) 器材の維持管理及び運用に関すること。
- (2) 器材の調査及び改善に関すること。
- (3) 室の庶務に関すること。

4 室長等

- (1) 室に室長及び室員を置く。室長及び室員は、室を共同利用する教職員のうちから防衛大学校長(以下「学校長」という。)が指名する。
- (2) 室長は、学校長の命を受け執務をつかさどる。
- (3) 室員は、室長の命を受け執務に従事する。
- (4) 室長は、室の管理運営に関し必要と認めるときは、委員会を置くことができる。

5 室長の任期 室長任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。